

徳教団自主研修助成金交付要綱

1 目 的

この助成金交付は、徳教団会員の自主研修について助成し、会員の資質向上と徳島の教育の発展に寄与することを目的とする。

2 助成金の総額

この助成金の年度内総額は、50万円を上限とする。

3 助成金の種類

(1) 個人研修助成

①助成金交付対象

- ・徳教団会員

②助成対象となる自主研修

- ・県外で開催される研究大会に参加した場合の参加費
- ・教育研究団体等が主催する研修会等に参加した場合の参加費
- ・教育に関する書籍等を購入した場合の代金（1冊のみ）

③交付申請並びに研修実績報告書について

- ・徳教団個人研修助成金申請書と研修実績報告書（参加費等の領収書を添付）を徳教団本部事務局まで送付する。郵送にかかる経費は自己負担とする。

④交付申請期間について

- ・毎年度12月末日を締め切りとする。

⑤助成金について

- ・研究大会や研修会等に参加した場合の助成金は、1人5,000円を上限とする。教育に関する書籍等を購入した場合の助成金は、1人1,000円の図書カードを支給する。尚、2年続けて助成金を受けることはできない。また、他より参加費等の支給を受けている場合には重ねて申請できない。

(2) 大学院派遣者助成（2年次対象）

①助成金交付対象

- ・徳教団会員で大学院に派遣されている者で、修士論文もしくは研究物を徳教団に提出できる者。

②交付申請並びに研究実績報告について

- ・徳教団大学院派遣者助成金申請書を徳教団本部事務局に送付する。その後、申請を行った翌年の3月末日までに修士論文もしくは研究物を1部徳教団本部事務局まで送付する。郵送にかかる経費は自己負担とする。

③交付申請期間について

- ・毎年度12月末日を締め切りとする。

④助成金について

- ・助成金は1人5,000円とする。

(3) サークル研修助成

①助成金交付対象

- ・徳教団会員5名以上が所属する自主研修サークルを結成したとき。
(既に結成されている自主研修サークルも含む)

②助成対象となるサークル活動

- ・教育専門職としての資質・能力の向上が期待されるもの。
(趣味的サークル活動は除く)
- ・徳教団会員の自主研修に対し助成するもので校内研修等は対象外。

③交付申請並びに研修実績報告書について

- ・徳教団サークル研修助成金申請書とサークル活動予算書を徳教団本部事務局まで送付する。郵送にかかる経費は自己負担とする。
- ・助成金の交付を受けたサークルは、交付を受けた年度の次年度末までに研修実績報告書を徳教団本部まで提出する。尚、研修実績については「徳教団自主研修サークル活動紹介」として徳教団教育情報にてその活動を全会員に公表する。

④交付申請期間について

- ・毎年度12月末日を締め切りとする。

⑤助成金について

- ・助成金は1サークル30,000円を上限とする。また、助成金交付は1サークル1回限りとする。

(4) 教員免許更新講習助成

①助成金交付対象

- ・該当期間中に教員免許更新講習修了証明書を取得した徳教団会員

②助成対象

- ・教員免許更新講習や申請に係った費用(収入証紙代も含む)

③交付申請時に必要な書類について

- ・徳教団免許更新講習助成金申請書、徳島県教育委員会が発行する更新講習修了証明書の写しと教員免許更新講習に係った費用を証明できる領収書等の写しを徳教団本部事務局まで送付する。郵送にかかる経費は自己負担とする。

④交付申請期間について

- ・毎年度2月末日を締め切りとする。

⑤助成金について

- ・助成金は1人5,000円を上限とする。尚、教員免許更新講習に係る助成金申請は1度限りとする。

4 助成金交付の決定及び助成金の交付

- (1) 助成金の交付申請があったときは、執行委員会で審査し決定する。
- (2) 助成金交付者及びサークルについては、徳教団教育情報にて公表する。
- (3) 交付決定された助成金については、当該年度中（2月頃）に徳教団自主研修助成金交付決定書により通知し交付する。尚、提出された交付申請について、交付が認められないことが決定した場合には、徳教団自主研修助成金非該当通知書により通知する。

5 助成金の返還

次の事項が生じた場合には、徳教団委員長が徳教団自主研修助成金返還命令書により申請した者に返還を命令するものとし、当該命令を受けた者はそれに応じなければならない。

- (1) 交付申請及び研修実績報告書が虚偽であることが明らかになった場合。
- (2) 助成金の支出の実績が不明瞭で用途が不明の場合。
- (3) その他、徳教団委員長が返還命令を下すのが妥当と判断した場合。

この要綱は平成25年9月1日より施行する。

- | | | |
|---------------|---------|------------|
| ※平成26年9月12日改定 | 3 - (2) | 追加 |
| ※令和2年5月24日改定 | 3 - (3) | ⑤変更 |
| | 3 - (4) | 追加 |
| ※令和3年1月11日改定 | 3 - (1) | ②追加
⑤追加 |